

ルールを守った「ごみ出し」にご協力をお願いします。

# 平成28年度介護保険料を お知らせします

介護保険課介護保険料係・内線1446

65歳以上の方(介護保険第1号被保険者)で、保険料を特別徴収(年金天引き)のみで納める方には保険料の決定通知書を、それ以外の方には納入通知書を7月11日(月)までに郵送します。

なお、介護保険料は「立川市第6期介護保険事業計画」に基づいて決められています。第1号被保険者(65歳以上の方)の平成27年度(平成29年度の保険料の基準額)は5880円です。保険料は所得に応じて14段階に分かれています(左表)。

## 第1号被保険者の保険料の納め方

●特別徴収(年金天引き) 年齢・退職年金、障害年金、遺族年金の受給額が年額18万円以上

●普通徴収(個別に納付) 年齢・退職年金、障害年金、遺族年金の受給額が年額18万円未満(月額1万5000円未満の方)

平成27年度～平成29年度			
所得段階	区分	保険料率	保険料年額(円)
1	▷世帯全員が住民税非課税で本人の年金収入等※が80万円以下等▷住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者▷生活保護被保護者▷中国残留邦人等の支援給付受給者	0.42	29,600
2	世帯全員が住民税非課税で本人の年金収入等※が80万円超で120万円以下等	0.60	42,300
3	世帯全員が住民税非課税で本人の年金収入等※が120万円超等	0.66	46,500
4	本人が住民税非課税で年金収入等※が80万円以下等(世帯に住民税課税者がいる)	0.83	58,500
5	本人が住民税非課税で年金収入等※が80万円超等(世帯に住民税課税者がいる)	1.00	70,500
6	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満等	1.15	81,100
7	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上で190万円未満等	1.28	90,300
8	本人が住民税課税で合計所得金額が190万円以上で290万円未満等	1.50	105,800
9	本人が住民税課税で合計所得金額が290万円以上で400万円未満等	1.62	114,300
10	本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上で600万円未満等	1.88	132,600
11	本人が住民税課税で合計所得金額が600万円以上で800万円未満等	2.16	152,400
12	本人が住民税課税で合計所得金額が800万円以上で1,000万円未満等	2.30	162,200
13	本人が住民税課税で合計所得金額が1,000万円以上で2,000万円未満等	2.45	172,800
14	本人が住民税課税で合計所得金額が2,000万円以上	2.60	183,400

※年金収入等とは、合計所得金額と課税年金収入額を合わせたものをいいます。

資源とごみは、きちんと分別をして午前8時までに出してください(ごみ対策係531)5518

## 介護保険負担限度額認定の申請をお忘れなく

介護保険には、施設サービス利用時の居住費や食費を一定額までの負担にとどめる「介護保険負担限度額認定制度」があります。

負担限度額認定を受けるには、世帯全員が住民税非課税であることに加え、次の資産要件を満たす必要があります。▼本人および配偶者の預貯金等が単身で1000万円、夫婦で2000万円以下であること▼内縁等を含め配偶者が住民税非課税であること。

## シルバーパスの購入にもご利用ください

シルバーパスの申し込みや更新の際、非課税証明書の代わりとして、介護保険料の決定通知書、納入通知書を使用できます。くわしくは、(社)東京バス協会

03(5308)6950にお問い合わせください。

●期限内納付にご協力を 介護保険制度は加入者が互い

## 7月20日～27日 市営住宅の入居者募集のしおりを配布

●募集住宅 ▼一般世帯向 4戸 ▼福祉単身者向 1戸 ▼車いす単身者向 1戸(全て空き家募集)入居予定は、平成28年12月です。空き家の情報や申込資

格等くわしくは募集のしおりでご確認ください。

## ●募集のしおりと申込用紙の配布

▼配布期間 7月20日(水)～27日(水) ▼配布場所 市役所(総合案内1階)と住宅課(2階53番窓口)、窓口サービスセンター(女性総合センター1階)、東部・西部・富士見・錦連絡所

## ●申込方法 7月29日(金)「必着」までに申込用紙に必要事項を書いて、添付の封筒を使って郵送で住宅課へ。

●住宅課住宅管理係・内線2558

## 2017年成人を祝うつどい

市と成人を祝うつどい実行委員会は、成人を迎える若者たちの門出を祝福するため「成人を祝うつどい」を開催します。対象は平成8年4月2日～平成9年4月1日に生まれた方です。▽記念式典とアトラクション 1時19日(月・祝)正午～午後1時30分(午前11時開場)場たましんRISURUホール



## ●子ども育成課青少年係・内線1306

## 木造住宅の耐震化助成制度をご利用ください

昭和56年以前に建築された木造住宅を所有する方は、簡易耐震診断を無料で受けることができます。また、要件を満たす方

に耐震化にかかる費用の2分の1を助成する制度があります。助成の上限額は次の通りです。▼耐震診断 10万円 ▼補強設計・工事監理 10万円 ▼耐震改修工事 ▼一般世帯 50万円 ▼高齢者世帯 80万円など

くわしくは、市ホームページをご覧ください。お問い合わせ先 住宅課住宅相談係・内線2562

## ●国民年金保険料免除・納付猶予の申請を7月から受け付けています

国民年金保険料免除・納付猶予制度の平成28年度(平成28年7月～平成29年6月)の申請を7月から受け付けています(申請月から2年1か月前までの未納月分についても申請可)。

この制度は、国民年金保険料の支払いが困難な場合に、本人・配偶者・世帯主の前年の所得に応じて保険料が免除されたり、本人・配偶者の所得に応じて納付が猶予されるものです。

なお、離職者や震災・風水害等の被災者の方は所得に関係なく該当する場合がありますので、ご相談ください。

## ●納付猶予の対象年齢が拡大

納付猶予は、これまで「30歳未満」の方が対象でしたが、平成28年7月～平成37年6月の間に限り「50歳未満」に拡大されます。くわしくは市ホームページをご覧ください。

●保険年金課国民年金係・内線1394